

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第62号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

京都市山科児童館については、施設の老朽化が課題となっているところ、同児童館の近隣において、民間事業者が新たに施設を整備したうえで同等の事業を実施することとなったため、同児童館を廃止しても、利用者の利便性が確保されることから、これを廃止することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第62号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市山科児童館の項を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)